

公告 第 4 号

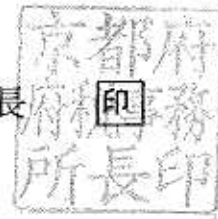
公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、当所において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 1 日

京都府府税事務所長



記

送達する書類	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
地方税法の規定により送達する書類	フ・イエゲ (FU YEGE)	
以下余白		